

令和7年10月19日執行

八雲町議会議員選挙

公費負担関係書類記入例

八雲町選挙管理委員会

目 次

I 選挙運動用自動車の使用

i 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合

1	選挙運動用自動車運送契約書	1
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	2
3	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	3~4
4	請求書（選挙運動用自動車の使用）	5
5	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	6

ii （i以外（自動車の貸与者、燃料の供給者及び運転手）との契約による場合）

● 自動車の貸与者との契約による場合

1	選挙運動用自動車車両賃借契約書	7
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	8
3	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	9~10
4	請求書（選挙運動用自動車の使用）	11
5	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	12

● 自動車の燃料の供給者との契約による場合

1	選挙運動用自動車燃料供給契約書	13
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	14
3	選挙運動用自動車燃料代確認申請書	15
4	選挙運動用自動車燃料代確認書	16
5	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）	17~18
6	請求書（選挙運動用自動車の使用）	19
7	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・燃料代）	20

● 自動車の運転手との契約による場合

1	選挙運動用自動車運転契約書	21
2	選挙運動用自動車使用契約届出書	22
3	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	23
4	請求書（選挙運動用自動車の使用）	24
5	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・運転手）	25

II 選挙運動用ビラの作成

1	選挙運動用ビラ作成契約書	26
2	選挙運動用ビラ作成契約届出書	27
3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	28
4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	29
5	選挙運動用ビラ作成証明書	30

6 請求書（選挙運動用ビラの作成）	31
7 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	32

Ⅲ 選挙運動用ポスターの作成

1 選挙運動用ポスター作成契約書	33
2 選挙運動用ポスター作成契約届出書	34
3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	35
4 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	36
5 選挙運動用ポスター作成証明書	37
6 請求書（選挙運動用ポスターの作成）	38
7 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	39

※記載例に係る補足事項

 . . . 誰が、どこに対して行う届出かを示しています

また、色の塗りつぶしで識別しています

 . . . 記載内容の詳細について、補足しています

 . . . 記載内容の詳細について、補足しています

- 契約書のうち、印紙の必要なものは、選挙運動用自動車の使用にかかる運送契約書（ハイヤー・タクシー）及び選挙運動用ポスターの作成契約の二契約で、他は不要です。

【印紙税額】

- ・ 選挙運動用自動車運送契約書（ハイヤー・タクシー）
課税物件表第1号の4文書該当
記載された契約金額が10万円以下 200 円
記載された契約金額が10万円を超え50万円以下 400 円
- ・ 選挙運動用ポスター作成契約書
課税物件表第2号文書該当
記載された契約金額が100万円以下 200 円

I 選挙運動用自動車の使用

- i 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合
(ハイヤー・タクシー)

収入

印

印紙

選挙運動用自動車運送契約書

八雲町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という) と 法人の名称 (個人の場合は個人名) (以下「乙」という) は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき、選挙運動のために使用する。
- 2 自動車登録番号
又は車両番号 函館●●● わ ●● - ●●
- 4 台数 1 台
- 5 使用期間 令和 7 年 10 月 11 日から
令和 7 年 10 月 20 日まで 10 日間
- 6 契約金額 615,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
(内訳) 1 日 61,500 円 × 10 日間
- 7 請求及び支払い **消費税を含んだ額**

この成約に基づく契約金額については、乙は、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、八雲町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、八雲町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定により供託物を没収された場合は、乙は八雲町には請求できない。

8 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの (以下、「暴力団員等」という。) であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 10 月 1 日

甲 八雲町議会議員選挙候補者

住所、氏名は
候補者届出書と一致

住所 二海郡八雲町●●町●●番地

氏名 戸籍名を記載

印

乙 住所 (所在地) 二海郡八雲町●●町●●番地

名称 法人の名称 (個人の場合は個人名)

代表者氏名 ●● ●●

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

印

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年10月14日

届出日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載すること

契約書の日付と同一

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和7年10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 (株)●●●●● 代表取締役 ●● ●●	令和7年10月11日 ～ 令和7年10月20日	615,000 円	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年		年 月 日 ～	円	
	年		年 月 日 ～	円	
燃料の購入	年			円	
	年			円	
運転手の雇用	年		年 月 日 ～	円	
	年		年 月 日 ～	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和 7 年 10 月 21 日

証明日を記載（使用の最終日以降の日）

令和 7 年 10 月 19 日執行 八雲町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載すること

記

運送等契約区分 （該当する番号に○印を してください。）	① 一般乗用旅客自動車運送事業 者との運送契約による場合	2 左記 1 に掲げる契約以外の場合	
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつては代表者の氏名	二海郡八雲町●●町●番地● (株)●●●●● 代表取締役 ●● ●●		
車種及び自動車登録番号 又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
小型乗用自動車 函館●●●あ●●一●●	令和 7 年 10 月 14 日	61,500 円	
〃	令和 7 年 10 月 15 日	61,500 円	
〃	令和 7 年 10 月 16 日	61,500 円	
〃	令和 7 年 10 月 17 日	61,500 円	
〃	令和 7 年 10 月 18 日	61,500 円	

（注）裏面の備考をよくお読みください。

選挙運動用自動車として
実際に使用した日を記載すること

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が八雲町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、八雲町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1) 以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 次のものについては、八雲町に支払を請求することはできません。
 - (1) 5の場合で候補者の指定した契約以外の契約
 - (2) 6の場合で候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車
 - (3) 候補者が選挙管理委員会に提出した「選挙運動用自動車使用契約届出書」に記載のない契約

【運送事業者 ⇒ 町長】

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年10月21日

選挙期日後の日付であること

八雲町長 様

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

住所（所在） 二海郡八雲町●●●●

氏名（名称及び代表者氏名）（法人の場合は法人名 印

公費負担の限度額以下であること

及び代表者氏名、
個人の場合は個人名）

記

- 1 請求金額 307,500 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 4 候補者の氏名 ●● ●●
- 5 支払先口座

戸籍名を記載

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	●●預金	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	▲▲▲▲ ▲▲▲▲		
口座名義	●● ●●		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、八雲町に支払を請求することはできません。
- 3 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

選挙運動用自動車使用証明書に記載された運送年月日を記入

契約書と同一の金額を記載すること

請求内訳書

（選挙運動用自動車の使用・自動車）

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）		請求金額	備考
		タクシー・ハイヤーの場合	その他の場合		
令和7年10月14日	61,500 円	64,500 円	16,100 円	61,500 円	
令和7年10月15日	61,500 円	64,500 円	16,100 円	61,500 円	
令和7年10月16日	61,500 円	64,500 円	16,100 円	61,500 円	
令和7年10月17日	61,500 円	64,500 円	16,100 円	61,500 円	
令和7年10月18日	61,500 円	64,500 円	16,100 円	61,500 円	
計				307,500 円	

請求書の請求金額と一致

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

ii 一般用旅客自動車運送事業者以外（自動車の貸与者、
燃料の供給者及び運転手）との個別契約による場合

● 自動車の貸与者との契約による場合

選挙運動用自動車車輛賃借契約書

八雲町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 法人の名称(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) は、選挙運動のために使用する自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用する。

2 自動車登録番号

又は車両番号 函館●●● わ ●● - ●●

3 台数 1台

4 使用期間 令和 7 年 10 月 11 日から

令和 7 年 10 月 20 日まで 10 日間

5 契約金額 150,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(内訳) 1日 15,000 円 × 10 日間

6 使用上の義務等

消費税を含んだ額

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、八雲町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、八雲町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は八雲町には請求できない。

8 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。

(2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7 年 10 月 1 日

甲 八雲町議会議員選挙候補者

住所、氏名は
候補者届出書と一致

住所 北海道八雲町●●町●●番地

氏名 戸籍名を記載

印

乙 住所(所在地) 北海道八雲町●●町●●番地

名称 法人の名称(個人の場合は個人名)

代表者氏名 ●● ●●

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

印

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年10月14日

届出日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

契約書と同一の内容を記載すること

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

契約書の日付と同一

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 (株)●●レンタカー 代表取締役 ●● ●●	令和7年10月11日 ～ 令和7年10月20日	150,000 円	単価契約を締結した場合は契約単価を記入する
	年		年 月 日 ~	円	
燃料の購入	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 (株)●●石油 代表取締役 ●● ●●	函館●●● わ●●-●●	30,000 円	1ℓ 165円 (税込)
	年		年 月 日 ~	円	
運転手の雇用	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番 ●● ●●	令和7年10月14日 ～ 令和7年10月18日	60,000 円	
	年		年 月 日 ~	円	

選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること

単価契約の場合は契約の見込み額を記載すること

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。
様式第10号（第5条関係）

【候補者 ⇒ 自動車の借入れ業者】

(その1)

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和7年10月21日 **証明日を記載（使用の最終日以降の日）**

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 **戸籍名を記載**

契約書と同一の内容を記載すること

記

運送等契約区分 (該当する番号に●印を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業 者との運送契約による場合			② 左記1に掲げる契約以外の場合
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	二海郡八雲町●●町●●番地●● (株)●●レンタカー 代表取締役 ●● ●●			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
小型乗用自動車 函館●●●わ●●-●●	令和7年10月14日	15,000 円		
//	令和7年10月15日	15,000 円		
//	令和7年10月16日	15,000 円		
//	令和7年10月17日	15,000 円		
//	令和7年10月18日	15,000 円		

(注) 裏面の備考をよくお読みください。

**選挙運動用自動車として
実際に使用した日を記載すること**

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が八雲町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、八雲町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1) 以外の場合	16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 次のものについては、八雲町に支払を請求することはできません。
 - (1) 5の場合で候補者の指定した契約以外の契約
 - (2) 6の場合で候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車
 - (3) 候補者が選挙管理委員会に提出した「選挙運動用自動車使用契約届出書」に記載のない契約

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年10月21日

選挙期日後の日付であること

八雲町長 様

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

住所（所在） 二海郡八雲町●●町●●番地

氏名（名称及び代表者氏名）（法人の場合は法人名 印

及び代表者氏名、

個人の場合は個人名）

記

公費負担の限度額以下であること

- 1 請求金額 000,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和3年10月17日執行 八雲町議会議員 選挙
- 4 候補者の氏名 ●● ●● 戸籍名を記載
- 5 支払先口座

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	●●預金	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	▲▲▲▲ ▲▲▲▲		
口座名義	●● ●●		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、八雲町に支払を請求することはできません。
- 3 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(その2)

選挙運動用自動車使用証明書に記載された運送年月日を記入する

契約書と同一の内容を記載すること

請求内訳書

(選挙運動用自動車の使用・自動車)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)		請求金額	備考
		タクシー・ハイヤーの場合	その他の場合		
令和7年10月14日	15,000 円	64,500 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年10月15日	15,000 円	64,500 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年10月16日	15,000 円	64,500 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年10月17日	15,000 円	64,500 円	16,100 円	15,000 円	
令和7年10月18日	15,000 円	64,500 円	16,100 円	15,000 円	
計				75,000 円	

請求書の請求金額と一致

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

- 自動車の燃料の供給者との契約による場合

選挙運動用自動車燃料供給契約書

八雲町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 法人の名称(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和 7 年 10 月 14 日からから令和 7 年 10 月 18 日まで
- 2 供給場所 所在地 二海郡八雲町●●町●●番地
名 称 ●●石油
- 3 自動車登録番号
又は車両番号 函館●●● わ ●● - ●●
- 4 単 価 単価1ℓ当たり 165 円 00 銭 (消費税を含む)
- 5 契約金額 上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額 (1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する) を契約金額とする。
- 6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、八雲町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、八雲町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は八雲町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7 年 10 月 1 日

甲 八雲町議会議員選挙候補者

住所、氏名は
候補者届出書と一致

住 所 二海郡八雲町●●町●●-●●

氏 名 戸籍名を記載

印

乙 住所(所在地) 二海郡八雲町●●町●●-●●

名 称 法人の名称(個人の場合は個人名)

代表者氏名 ●● ●●

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

印

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年10月14日

届出日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

契約書と同一の内容を記載すること

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

契約書の日付と同一

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 (株)●●レンタカー 代表取締役 ●● ●●	令和7年10月11日 ～ 令和7年10月20日	150,000 円	単価契約を締結した場合は契約単価を記入する
	年		年 月 日 ~	円	
燃料の購入	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 (株)●●石油 代表取締役 ●● ●●	函館●●●● わ●●-●●	30,000 円	1ℓ 165円 (税込)
	年		年 月 日 ~	円	
運転手の雇用	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番 ●● ●●	令和7年10月14日 ～ 令和7年10月18日	60,000 円	選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること
	年		年 月 日 ~	円	

単価契約の場合は契約の見込み額を記載すること

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年10月18日

申請日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

記

1 契約年月日	令和7年10月1日		
2 契約の相手方	(1)	氏名又は名称	(株) ●●石油
	(2)	住所	二海郡八雲町●●町●●番地
	(3)	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 ●● ●●
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	函館●●● わ ●●-●●		
4 確認申請金額	3,300 円 ←		

区 分	購入金額	左のうち確認済み又は確認申請額
前回までの累積金額 (A)	19,800 円	19,800 円 ←
今回の購入金額 (B)	3,300 円	3,300 円 ←
燃料代計 (A)+(B)	23,100 円	23,100 円
備 考		

一致

燃料の購入金額を記載

購入金額のうち、公費負担を受ける金額を記載

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 公費負担の限度額積算の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

確認番号 第 〇〇 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内であることを確認する。

令和7年10月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 外崎 正廣

印

記

- 1 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 2 候補者の氏名 ●●●●
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 函館 ●●● わ ●●-●●
- 4 確認金額 3,300 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、八雲町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり選挙運動用自動車の燃料を使用したことを証明します。

令和 7 年 10 月 21 日

証明日を記載（使用の最終日以降の日）

令和 7 年 10 月 19 日執行 八雲町議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載すること

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		二海郡八雲町●●町●●番地●● (株)●●石油 代表取締役 ●● ●●		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 7 年 10 月 14 日	函館●●● わ●●-●●	40 ℓ	6,600 円	1ℓあたり 165円（税込）
令和 7 年 10 月 15 日	函館●●● わ●●-●●	20 ℓ	3,300 円	1ℓあたり 165円（税込）
令和 7 年 10 月 16 日	函館●●● わ●●-●●	30 ℓ	4,950 円	1ℓあたり 165円（税込）
令和 7 年 10 月 17 日	函館●●● わ●●-●●	30 ℓ	4,950 円	1ℓあたり 165円（税込）
令和 7 年 10 月 18 日	函館●●● わ●●-●●	20 ℓ	3,300 円	1ℓあたり 165円（税込）

（注）裏面の備考をよくお読みください。

備考

- 1 この証明書は、燃料供給の実績に基づいて燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 燃料供給業者が八雲町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は八雲町に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 7 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年10月21日

選挙期日後の日付であること

八雲町長 様

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

住所（所在） 二海郡八雲町●●町●●番地

氏名（名称及び代表者氏名）（法人の場合は法人名 印

及び代表者氏名、

個人の場合は個人名）

記

公費負担の限度額以下であること

- 1 請求金額 000,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 4 候補者の氏名 ●●●● 戸籍名を記載
- 5 支払先口座

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	●●預金	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	▲▲▲▲ ▲▲▲▲		
口座名義	●● ●●		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、八雲町に支払を請求することはできません。
- 3 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

選挙運動用自動車使用証明書に記載された燃料供給年月日を記入する

契約書と同一の内容を記載すること

請求内訳書

（選挙運動用自動車の使用・燃料代）

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和7年10月14日	函館●●● わ●●-●●	165円×40ℓ =6,600 円			
令和7年10月15日	函館●●● わ●●-●●	165円×20ℓ =3,300 円			
令和7年10月16日	函館●●● わ●●-●●	165円×30ℓ =4,950 円			
令和7年10月17日	函館●●● わ●●-●●	165円×30ℓ =4,950 円			
令和7年10月18日	函館●●● わ●●-●●	165円×20ℓ =3,300 円			
計（税込）		23,100 円	38,500 円	23,100 円	

請求書の請求金額と一致

備考

- 「基準限度額」（合計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の合計欄又は（イ）の合計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。

- 自動車の運転手との契約による場合

選挙運動用自動車運転契約書

八雲町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 個人名 (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間 令和 7 年 10 月 14 日から
令和 7 年 10 月 18 日まで 5 日間

原則として、毎日 8 時 00 分から 20 時 00 分まで

- 2 自動車登録番号
又は車両番号 函館●●● わ ●● - ●●

- 3 契約金額 60,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
(内訳) 1日につき 12,000 円

4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、八雲町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、八雲町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定により供託物を没収された場合は、乙は八雲町には請求できない。

5 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの (以下、「暴力団員等」という。) であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 10 月 1 日

契約は告示日前でも可能

甲 八雲町議会議員選挙候補者

住所、氏名は
候補者届出書と一致

住所 二海郡八雲町●●町●●一●●

氏名 戸籍名を記載

印

乙 住所 (所在地) 二海郡八雲町●●町●●一●●

氏名 ●● ●●

個人印

印

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和7年10月14日

届出日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載すること

契約書の日付と同一

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	円	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 (株)●●レンタカー 代表取締役 ●● ●●	令和7年10月11日 ～ 令和7年10月20日	150,000 円	
	年		年 月 日 ~	円	
燃料の購入	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 (株)●●石油 代表取締役 ●● ●●	函館●●●● わ●●-●●	30,000 円	10 150円 (税込)
	年		年 月 日 ~	円	
運転手の雇用	令和7年 10月1日	二海郡八雲町●●町●●番地 ●● ●●	令和7年10月14日 ～ 令和7年10月18日	60,000 円	
	年		年 月 日 ~	円	

個人と契約

雇用期間

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料の購入」にあっては、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(その3)

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したことを証明します。

令和7年10月21日

証明日を記載（使用の最終日以降の日）

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙

契約書と同一の内容を記載すること

候補者 戸籍名を記載

記

運 転 手	氏 名	●● ●●		
	住 所	二海郡八雲町●●町●●番地		
雇 用 年 月 日		報 酬 額		備 考
令和7年10月14日		12,000	円	選挙運動用自動車の運転業務に実際に従事させた年月日及び報酬の額を日ごとに記載する
令和7年10月15日		12,000	円	
令和7年10月16日		12,000	円	
令和7年10月17日		12,000	円	
令和7年10月18日		12,000	円	

備考

- 1 この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が八雲町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は八雲町に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者が指定した運転手以外の運転手は、八雲町に支払を請求することはできません。

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年10月21日

選挙期日後の日付であること

八雲町長 様

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

住所（所在） 二海郡八雲町●●町●●番地

氏名（名称及び代表者氏名）（法人の場合は法人名 印

及び代表者氏名、

個人の場合は個人名）

公費負担の限度額以下であること

記

- 1 請求金額 000,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 4 候補者の氏名 ●● ●●
- 5 支払先口座

戸籍名を記載

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	●●預金	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	▲▲▲▲ ▲▲▲▲		
口座名義	●● ●●		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、八雲町に支払を請求することはできません。
- 3 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

選挙運動用自動車使用証明書に
記載された雇用年月日・報酬の額を記入

請求内訳書

（選挙運動用自動車の使用・運転手）

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和7年10月14日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和7年10月15日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和7年10月16日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和7年10月17日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和7年10月18日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
計			60,000 円	

請求書の請求金額と一致

備考 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

Ⅱ 選挙運動用ビラの作成

選挙運動用ビラ作成契約書

八雲町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 法人の名称(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第142条第1項第1号のビラ
- 2 規格 長さ29.7cm × 幅21cm (A4判)
- 3 数量 1,500 枚
- 4 契約金額 12,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
(内訳) 単価 8 円 00 銭 × 1,500 枚
- 5 納入期限 令和 7 年 10 月 10 日

法令規格(長さ29.7cm×幅21cm以内)

6 請求及び支払い

告示日前でも可能ですが、契約日以後となります

公営限度額(8円38銭)、
消費税を含んだ額

この契約に基づく契約金額については、乙は、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、八雲町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、八雲町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は八雲町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7 年 10 月 1 日

契約は告示日前でも可能

甲 八雲町議会議員選挙候補者

住所、氏名は
候補者届出書と一致

住所 二海郡八雲町●●町●●-●●

氏名 戸籍名を記載

印

乙

住所(所在地) 二海郡八雲町●●町●●-●●

名称 法人の名称(個人の場合は個人名)

代表者氏名 ●● ●●

印

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和7年10月14日

届出日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

契約書と同一の内容を記載すること

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

契約書の日付と同一

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表 者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和7年10月1日	二海郡八雲町住初町●●町●●番地 (株) ●●●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●	1,500 枚	12,000 円	1枚 あたり 単価 8円00銭
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年10月14日 申請日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

記

1 契約年月日	令和7年10月1日		
2 契約の相手方	(1)	氏名又は名称	(株) ●●●●
	(2)	住所	二海郡八雲町●●町●●番地
	(3)	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 ●● ●●
3 確認申請枚数	1,500 枚		

公営限度枚数
町長：5,000枚 町議：1,600枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の作成枚数 (b)	1,500 枚	1,500 枚
枚数計(a)+(b)	1,500 枚	1,500 枚
備考		

一致

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

令和7年10月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 外崎 正廣

印

記

- 1 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 2 候補者の氏名 ●● ●●
- 3 確認枚数 1,500 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、八雲町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したことを証明します。

令和7年10月14日 **契約の履行（納品）後の日付であること。**

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 **戸籍名を記載**

契約書と同一の内容を記載してください。

ビラ作成業者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	二海郡八雲町住初町●●町●●番地 (株) ●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	1,500 枚
作成金額	12,000 円
備考	

実際に作成したビラの枚数及び金額を記載

備考

- 1 この証明書は、ビラの作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が八雲町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、八雲町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 八雲町長選挙にあっては5,000枚、八雲町議会議員選挙にあっては1,600枚
 - (2) 限度額 8円38銭×当該作成枚数（金額に1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）

請 求 書

（選挙運動用ビラの作成）

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年10月21日

選挙期日後の日付であること

八雲町長 様

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

住所（所在） 二海郡八雲町●●町●●番地

氏名（名称及び代表者氏名）（法人の場合は法人名 印
及び代表者氏名、
個人の場合は個人名）

公費負担の限度額以下であること

記

- 1 請求金額 12,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 4 候補者の氏名 ●● ●● 戸籍名を記載
- 5 支払先口座

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	●●預金	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	▲▲▲▲ ▲▲▲▲		
口座名義	●● ●●		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、八雲町に支払を請求することはできません。
- 3 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。

請求内訳書

（選挙運動用ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)
8.00 円	1,500 枚	12,000 円	8.38 円	1,500 枚	12,570 円	8.00 円	1,500 枚	12,000 円

「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」
の3. 確認枚数と一致

備考

- 1 (E) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

Ⅲ 選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ポスター作成契約書

八雲町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 法人の名称(個人の場合は個人名) (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号 ポスター
 2 規格 長さ42cm × 幅30cm **法令規格(長さ42cm×幅30cm以内)**
 3 数量 80 枚
 4 契約金額 64,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
 (内訳) 単価 800 円 00 銭 × 80 枚

- 5 納入期限 令和 7 年 10 月 10 日 **公営限度額(928円00銭)、消費税を含んだ額**

- 6 請求及び支払い **告示日前でも可能ですが、契約日以後となります**

この契約に基づく契約金額については、乙は、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、八雲町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、八雲町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定により供託物を没収された場合は、乙は八雲町には請求できない。

7 その他

甲は、次の事情が生じたときは催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下、「暴力団員等」という。)であると判明したとき。
- (2) 乙がこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (3) 乙がこの契約に違反したとき。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7 年 10 月 1 日

契約は告示日前でも可能

甲 八雲町議会議員選挙候補者

住所、氏名は候補者届出書と一致

住所 二海郡八雲町●●町●●-●●

氏名 戸籍名を記載 印

乙

住所(所在地) 二海郡八雲町●●町●●-●●

名称 法人の名称(個人の場合は個人名)

代表者氏名 ●● ●●

法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印 印

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和7年10月14日

申請日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載してください。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和7年10月1日	二海郡八雲町住初町●●町●●番地 (株) ●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●	80 枚	64,000 円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年10月14日

申請日を記載（告示日以降の日）

八雲町選挙管理委員会委員長 様

令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

記

1 契約年月日		令和7年10月1日	
2 契約の相手方	(1)	氏名又は名称	(株) ●●●●
	(2)	住所	二海郡八雲町●●町●●番地
	(3)	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 ●● ●●
3 確認申請枚数		59 枚	

公営限度枚数
53箇所×1.1=59枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の作成枚数 (b)	80 枚	59 枚
作成枚数計(a)+(b)	80 枚	59 枚
備 考		

一致

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

確認番号 第 00 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

令和7年10月 日

八雲町選挙管理委員会委員長 外崎 正廣

印

記

- 1 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 2 候補者の氏名 ●● ●●
- 3 確認枚数 59 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、八雲町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したことを証明します。

令和 7 年 10 月 14 日

契約の履行後（納期後）の日付であること。

令和 7 年 10 月 19 日執行 八雲町議会議員 選挙
候補者 戸籍名を記載

契約書と同一の内容を記載してください。

ポスター作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	二海郡八雲町住初町●●町●●番地 (株) ●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●
作成枚数	80 枚
作成金額	64,000 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	53 か所

実際に作成したピラの枚数及び金額を記載

備考

- この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が八雲町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、八雲町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数×1.1（1 枚未満の端数がある場合には、その端数は切り上げる。）
 - 限度額 1 枚当たりの作成単価928円

(注) 公費負担額は、4（2）の単価と実際の作成契約による単価のいずれか低い金額に、確認枚数と実際の作成枚数のいずれか少ない枚数を乗じた金額です。

請 求 書

（選挙運動用ポスターの作成）

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年10月21日

選挙期日後の日付であること

八雲町長 様

法人の場合は代表者印、
個人の場合は個人印

住所（所在） 二海郡八雲町●●町●●番地

氏名（名称及び代表者氏名）（法人の場合は法人名 印
及び代表者氏名、
個人の場合は個人名）

公費負担の限度額以下であること

記

- 請求金額 47,200 円
- 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和7年10月19日執行 八雲町議会議員 選挙
- 候補者の氏名 ●● ●● 戸籍名を記載
- 支払先口座

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
預金種別	●●預金	口座番号	●●●●●●●●
ふりがな	▲▲▲▲ ▲▲▲▲		
口座名義	●● ●●		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、八雲町に支払を請求することはできません。
- 法人の場合は、「名称」及び「代表者氏名」を記載してください。

請 求 内 訳 書

（選挙運動用ポスターの作成）

ポスター 一掲示 場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A) × (B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D) × (E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G) × (H) =(I)	
53 か所	800 円	80 枚	64,000 円	928 円	59 枚	54,752 円	800 円	59 枚	47,200 円	

「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」の
3. 確認枚数と一致

備考

- 「ポスター掲示場数の」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。